

埼整三二情報

令和2年5月25日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

新型コロナウイルス感染が世界で広がり、国連事務総長は第2次世界大戦以降最も困難な危機だとの見解を示しております。そこで会員皆様が必要とされる①雇用調整助成金②持続化給付金の制度等いずれに該当される制度の申請に対し、本会にて相談に対応いたします。

なお、現時点で支援が行える可能性のある助成金制度は【持続化給付金(中小企業・個人事業主)】(申請期間令和2年5月1日から令和3年1月15日)です。

※1 個人で申請する場合、分からないことがありましたら事務局までご相談下さい。

電子請求する場合は (<https://jizokuka-kyufu.jp>) からとなります。

※2 本会顧問税理士に委託する場合は費用として30,000円+(消費税)となります。

◎持続化給付金とは

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな打撃を受けている法人と個人事業主の方を対象とした、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業活動全般に広く使える給付金の事をいいます。一定の業種を除いたほぼ全ての業種が対象で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象となります。法人(会社)と個人事業主の方で支給金額や条件などが多少異なりますのでご注意ください。

必要書類

- 1 現在、事業期直前の法人税確定申告書第一表(税務署の收受印の押印があるもの)
- 2 法人事業概況説明書(二枚)
- 3 2020年の対象月の売上金(売上帳簿)が分かる書類
- 4 通帳の写し

個人事業主(フリーランスを含む)の場合

給付要件

- 1 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており今後も事業を継続する意思があること。
- 2 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。

※ 対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択。

上記の条件に当てはまらない方も、特例で申請可能な場合もありますのでお問合わせください。

支給額

支給額の計算方法: 2019年度の事業収入 - 2020年度の対象月×12=給付金額
(例)500万円(今年の総売り上げ金額)-30万円×12=140万円>100万円(上限額)

※最高で100万円となります

必要書類

1. 2019年度の確定申告書第一表(税務署の收受印の押印があるもの)
2. 青色申告決算書(青色申告をしている方のみ)
3. 2020年の対象月の売上金分かる書類
4. 通帳の写し
5. 本人確認書類

※【個人事業主】事業収入に含まれないもの
不動産収入や給与収入、雑収入は対象外です

令和2年度主要業務の対応について

- | | | | |
|--------------|-----|-----------------|-----|
| ・埼整柔道大会 | ・中止 | ・市民公開講座「健康フェスタ」 | ・中止 |
| ・保険業務講習会 | ・中止 | ・中関東柔道大会 | ・中止 |
| ・市民公開講座学術講演会 | ・中止 | ・日整柔道大会 | ・中止 |
| ・学術研修会 | ・中止 | | |

※理事会・部会・委員会等については当分の間Web会議にて対応

令和2年度定時総会報告

5月17日(日)午前11時から本会会館において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられ、外出や他者との接触を極力避けるよう要請されている中、事前の議決権行使を促しつつ定時総会を一定程度限定(役員)ですることで開催されました。

審議事項につきましては、当日出席者(14名)書面決議第1号議案(531名)、第2号議案(531名)、で要件が満たされており提案どおり決定いたしました。

総務部 理事会「会議メモ」

令和2年4月24日(金)第1回理事会「書面決議」

第1号議案 通常総会開催の承認の件について

総会の運営についてコロナウイルス感染症の対策として、出席数は(役員・議長)に縮小し、会員へは書面決議にて協力要請する。また、開始時間についても11時からとし時間も短縮して行うことと承認可決。

第2号議案 事業報告書及び決算関係承認の件について 承認可決

第3号議案 定額会費免除承認の件について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い自粛要請等で大変な打撃をうけている既会員に対し今年度4月徴収の会費19,000円を会費免除の特別な措置を講じていくこととしたい。免除するにあたり、定款第7条、会費規程第7条(入会金及び会費の免除)にて理事会の決議でできることとなります。承認可決

第4号議案 特定費用準備資金の取崩し承認の件について

定額会費免除に関連し、減価償却引当金を特定資産取得資金取扱規則第6条3項により運営費用として取崩しの必要が生じた場合実施していくこととする。承認可決

令和2年5月17日(金)第2回理事会

第1号議案 役員報酬の承認の件について

新型コロナウイルス感染症が柔整業界に与える悪影響は、当初の想像を遥かに超えるレベルまで進展してきています。感染拡大はいつ終息するか分からず、先の見えない状態となっています。この様な中、令和2年度事業計画が新型コロナウイルス感染症拡大によることで全て中止となります。また、会員の経済的な打撃は、流行が収まった後もすぐに回復することは難しいと思われます。そのような状況下、役員報酬の見直しを図り会長以下9名の理事に対し2~4等級引き「10か月間220万円」下げしていく。承認可決。

第2号議案 埼玉県柔道連盟への寄付の承認の件について

寄付については青少年への心身健全育成に寄与することで例年柔道大会開催時に50万円の寄付をしておりました。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業も中止しており、寄付金の見直しを図りました。今年度に限り10万円としていくこととしたい。今後についてはまた検討していくことで承認可決。

お願い: 日整から除菌水「除菌の匠」のご案内を送付しておりますが、この商品についての販売元 エムズカンパニーでは直販はしておりません。現在、問い合わせの電話対応により業務に支障をきたすとのことです。なお、販売元の製造体制が落ち着きましたら、日整特価販売について販売元と交渉いたしますので、その節は再度ご連絡いたします。

